令和８年度

第１０回教育委員会（定例）

令和８年１１月２０日提出

丹波篠山市教育委員会

（議事日程）

日　程　令和　８年１１月２０日　　午後２時００分～
場　所　市役所第２庁舎３階　２－３０１・３０２会議室

開会あいさつ

開会宣言　　時　　分

日程第１　第９回会議録の報告・承認

日程第２　会議録署名委員指名
番委員（　　委員）

日程第３　会期の決定　自 令和　８年１１月２０日　至 令和　８年　　月　　日　　日間

日程第４　議案
第１９号　令和８年度補正予算（第６号）案を市長に提案することについて
(教育総務課)・・・１頁
第２０号　令和８年度１２月補正予算案を市長に提案することについて
(教育総務課)・・・２頁
第２１号　丹波篠山市部活動地域展開検討協議会設置要綱の制定について
(教育総務課)・・・３頁
第２２号　令和９年度公立学校教職員人事異動方針について　(学校教育課)・・・５頁
第２３号　丹波篠山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて
(子育て企画課)・・・７頁
第２４号　教育委員会事務局職員の懲戒処分について　(教育総務課)・・・８頁

日程第５　協議事項
第　４号　財政持続的発展計画に向けた具体的な方策（案）について
(教育総務課)・・・９頁

日程第６　報告事項
１　寄附採納について　(教育総務課)・・・10頁
２　後援名義の承認について　(教育総務課)・・・11頁
３　小中学校児童生徒の生徒指導等の対応について　(学校教育課)・・・13頁
４　令和８年度１１月小・中・特別支援学校定例校長会について
(学校教育課)・・・16頁
５　民間通所施設（フリースクール）に関する施設認定について
(学校教育課)・・・17頁
６　教育長報告　・・・20頁

《次回定例会》
教育委員会(定例)　日程：令和8年12月25日（金）14:00～　場所：市役所第2庁舎3階2-301・302会議室

議案第１９号

令和８年度補正予算（第６号）案を市長に提案することについて

令和８年度補正予算（第６号）案を次のように市長に提案したいので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成１４年篠山市教育委員会規則第５号）第４条第９号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和８年１１月２０日

丹波篠山市教育委員会
教育長　丹　後　政　俊

《以下別紙１》

議案第２０号

令和８年度１２月補正予算案を市長に提案することについて

令和８年度１２月補正予算案を次のように市長に提案したいので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成１４年篠山市教育委員会規則第５号）第４条第９号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和８年１１月２０日

丹波篠山市教育委員会
教育長　丹　後　政　俊

《以下別紙２》

議案第２１号

丹波篠山市部活動地域展開検討協議会設置要綱の制定について

丹波篠山市部活動地域展開検討協議会設置要綱を次のように制定したいので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成１４年篠山市教育委員会規則第５号）第４条第１１号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和８年１１月２０日

丹波篠山市教育委員会
教育長　丹　後　政　俊

丹波篠山市部活動地域展開検討協議会設置要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、丹波篠山市立中学校における部活動の地域展開の円滑な推進に向け、幅広く意見を聴取するため、丹波篠山市部活動地域展開検討協議会（以下「協議会」という。）を設置することについて必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1)　部活動の地域展開に向けた課題及び対応策に関すること。

(2)　その他部活動の地域展開に関し、必要な事項に関すること。

（協議会の構成）

第３条　協議会は、市長、教育長及び２０人以内の委員をもって構成する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1)　スポーツ文化関係団体に所属する者

(2)　市内の小学校及び中学校の児童生徒の保護者

(3)　教育関係団体に所属する者

(4)　識見を有する者

(5)　公募に応じた者

(6)　その他市長又は教育委員会が必要と認める者

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該年度の末日までとする。ただし、必要に応じて期間を延長し、又は短縮することができる。

（会長及び副会長）

第５条　協議会に会長及び副会長を置く。

２　会長は委員が互選し、副会長は会長が指名する。

３　会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

２　会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第７条　協議会の庶務は、企画総務部総務課及び学校教育部教育総務課において処理する。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、公布の日から施行する。

議案第２２号

令和９年度公立学校教職員人事異動方針について

令和９年度公立学校教職員人事異動方針を次のように定めたいので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成１４年篠山市教育委員会規則第５号）第４条第５号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和８年１１月２０日

丹波篠山市教育委員会
教育長　丹　後　政　俊

《以下次頁》

令和９年度公立学校教職員人事異動方針

丹波篠山市教育委員会

Ⅰ　基本的な考え方

教職員が使命感と高い倫理観を持って職務に専念し、家庭・地域と連携・協働して、児童生徒一人一人が光り輝き、安心して学べる魅力ある学校づくりを進めるとともに、働きがいのある風通しのよい職場づくりを推進するため、人事配置を通して、市内小・中・特別支援学校の一層の発展を期する。

実施にあたっては、上記基本方針に基づくとともに、県費負担教職員については、兵庫県教育委員会の令和９年度公立学校教職員人事異動方針に準じて行うものとする。

１　適材適所の配置

職員の能力を最大限発揮できるよう、適材を適所に配置するとともに、職員構成の適正化に努める。

２　人材育成及び計画的な交流の推進

各学校における教育活動の中・長期的な継続と発展を図るため、次代を担う人材育成の観点から、全市的視野に立って、計画的な交流を積極的に進める。

Ⅱ　実施にあたっての留意事項

１　管理職

（１）安定した学校運営を継続するため、積極的に若手管理職の登用を図る。

（２）学校運営の活性化を図るためには多様な視点が必要であることから、女性管理職の登用をより積極的に進める。

２　教　員

（１）実践的指導力育成の観点から、原則として現任校に３年以上在勤した者は異動対象とし、定年引上げ・暫定再任用も視野に入れ、次の事項を考慮して計画的に行う。

①同一校で勤務年数の長い者
②教科等の都合上、交流を要する者
③その他、特別の事情がある者

（２）次に該当する者については、原則として異動を行わない。

①休職中　②療養中　③派遣中　④産前産後休暇中　⑤育児休業中

（３）育成の観点から、初任者を含めた全ての教職員について、配置及び異動先を考慮し、計画的に行う。

３　事務職員

（１）原則として現任校に３年以上在勤した者は異動対象とし、次に該当する者はそれぞれの実情に応じ、個別に検討する。

①異動により、校務運営上支障があると認められる者
②職員の健康上、異動に支障があると認められる者　等

（２）同一校での士気の低下を防ぐためにも、長期間滞留することのないよう考慮し、計画的に行う。

Ⅲ　その他

１　人権教育、へき地教育、地域とともにある学校づくりの充実に配慮する。

２　異動及び再任用の配置にあたっては、学校の職員構成、本人の希望、介護などその他の事情について、校長の意見を参考にする。

議案第２３号

丹波篠山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて

丹波篠山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を市長に提案したいので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成１４年篠山市教育委員会規則第５号）第４条第９号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和８年１１月２０日

丹波篠山市教育委員会
教育長　丹　後　政　俊

丹波篠山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

丹波篠山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年篠山市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第１０条第３項第２号の次に次の１号を加える。

⑵の２　児童福祉法施行規則（昭和２３年厚生省令第１１号）第５条の２の８第１項に規定するこども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者

第１０条第３項第３号の次に次の１号を加える。

⑶の２　次のいずれかに該当する者であって、１年以上児童福祉事業に従事したもの

ア　学校教育法の規定による大学を卒業した者（同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

イ　学校教育法の規定による大学において、優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第１０２条第２項の規定により大学院への入学が認められた者

ウ　学校教育法の規定による大学院を卒業した者

エ　外国の大学を卒業した者

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

議案第２４号

教育委員会事務局職員の懲戒処分について

教育委員会事務局職員の懲戒処分について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成１４年篠山市教育委員会規則第５号）第４条第６号の規定に基づき、教育委員会の議決を求める。

令和８年１１月２０日

丹波篠山市教育委員会
教育長　丹　後　政　俊

《以下別紙３》

協議第４号

財政持続的発展計画に向けた具体的な方策（案）について

財政持続的発展計画に向けた具体的な方策（案）について、教育委員会の協議を求める。

令和８年１１月２０日

丹波篠山市教育委員会
教育長　丹　後　政　俊

報告１

寄附採納について

次のとおり寄附の申出があり承認いたしましたので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成１４年篠山市教育委員会規則第５号）第６条第３項の規定に基づき報告いたします。

令和８年１１月２０日

丹波篠山市教育委員会
教育長　丹　後　政　俊

No.	寄附者	品目	数量	価格	備考
1	酒井　紀光	屏風（六曲一双）	１点	—	歴史美術館等において展示公開するための資料として活用

報告２

後援名義の承認について

丹波篠山市教育委員会の後援名義使用願いについて、次のとおり承認しましたので、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成１４年篠山市教育委員会規則第５号）第６条第３項の規定に基づき報告いたします。

令和８年１１月２０日

丹波篠山市教育委員会
教育長　丹　後　政　俊

No.	名称	実施日	団体	場所
1	ひょうご五国スポーツキャラバン	令和8年11月21日	公益財団法人兵庫県スポーツ協会 理事長　今後　元彦	漢方の里　総合運動公園
2	あそびまなびクエスト～ゲームプログラミング・お買いもの・おしごと編～	令和9年1月17日	一般社団法人あそびまなびラボ 福田　紘也	丹波の森公苑
3	第54回兵庫県アンサンブル　西阪神地区大会	令和8年12月25・26日	西阪神吹奏楽連盟 理事長　尾花　尚史	三田市総合文化センター郷の音ホール
4	第49回丹波の森新春書き初め展	令和9年1月27日～31日、2月10日～14日	兵庫県立丹波の森公苑 公苑長　小田　繁雄	四季の森生涯学習センター他
5	第15回丹波篠山市民センターまつり	令和8年12月13日	一般社団法人ウイズささやま 代表理事　井本　季伸	丹波篠山市民センター

No.	名称	実施日	団体	場所
6	女声コーラス　あじさいコンサート（仮称）	令和9年6月20日	女声コーラス　あじさい 代表　本荘　賀寿美	田園交響ホール
7	丹波篠山・里山アドベンチャーゲーム	令和8年12月12日	丹波篠山・山城ラン実行委員会 代表　山中　望	泊まれる学校 おくも村
8	小中学生ふれあい俳句募集	令和8年12月15日 ～令和9年2月14日	丹波篠山市俳句協会 会長　植坂　和子	丹波篠山市民センター

報告３

小中学校児童生徒の生徒指導等の対応について

小中学校児童生徒の生徒指導等の対応について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成１４年篠山市教育委員会規則第５号）第６条第３項の規定に基づき報告いたします。

令和８年１１月２０日

丹波篠山市教育委員会
教育長　丹　後　政　俊

《以下次頁》

令和7年・令和8年度　小学校児童の生徒指導等件数

丹波篠山市教育委員会学校教育課　令和８年10月末現在
上段は昨年度、下段は今年度の数

			年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
暴力行為	対教師暴力	学校内	R7		1		1		1			1	1	1		6
			R8	2	3	1	2		3	6						17
		学校外	R7													
			R8													
	生徒間暴力	学校内	R7	2	4	11	3		4	2	5	3	6	2	1	43
			R8	5	3	10	4		6	12						40
		学校外	R7													
			R8						2							2
	対人暴力	学校内	R7													
			R8													
		学校外	R7													
			R8													
	器物損壊		R7	1							1	1	2	1	1	7
			R8	2		1			1							4
恐喝			R7													
			R8													
窃盗・万引き等			R7											2		2
			R8					3	1							4
その他（強盗・放火等）			R7													
			R8	2	1	1	1									5
怠情浪費	深夜はいかい		R7													
			R8													
	家出		R7													
			R8					1								1
	無断外泊		R7													
			R8													
	金品持ち出し		R7													
			R8													
不健全性的行為			R7													
			R8													
飲酒喫煙等	飲酒		R7													
			R8													
	喫煙		R7													
			R8													
	薬物乱用		R7													
			R8													
粗暴	けんか		R7						1				1	2		4
			R8			1			1							2
その他（不良交遊・危険遊戯・指導不服従等）			R7	1		1				2	1	3	2	1	1	12
			R8	1	2		3		19	5						30
無免許運転			R7													
			R8													
いじめ			R7		6	11	4		4	9	2	1	3	3	1	44
			R8	2	4	11	2		1	9						29
合計			R7	4	11	23	8		10	13	9	9	15	12	4	118
			R8	14	13	25	12	4	34	32						134

不登校	R7児童数	R7		3	9	10	10	11	13	22	22	25	27	31
	1816			0.17%	0.50%	0.55%	0.55%	0.61%	0.72%	1.21%	1.21%	1.38%	1.49%	1.71%
	R8児童数	R8		2	12	16	16	24	29					
	1749			0.11%	0.69%	0.91%	0.91%	1.37%	1.66%					

令和7年・令和8年度　中学校生徒の生徒指導等件数

丹波篠山市教育委員会学校教育課　令和８年10月末現在

上段は昨年度、下段は今年度の数

			年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
暴力行為	対教師暴力	学校内	R7										1			1
			R8		1											1
		学校外	R7													
			R8													
	生徒間暴力	学校内	R7	2		4	6	1	1	5	1	1			4	25
			R8	4	3		1		2	6						16
		学校外	R7						1			1				2
			R8	1	1											2
	対人暴力	学校内	R7													
			R8													
		学校外	R7													
			R8													
	器物損壊		R7		1		1		1				2	1		6
			R8	1	1	1	1		1	1						6
恐喝			R7													
			R8													
窃盗・万引き等			R7										1			1
			R8					2								2
その他（強盗・放火等）			R7						1	1						2
			R8													
怠惰浪費	深夜はいかい		R7													
			R8					2								2
	家出		R7													
			R8													
	無断外泊		R7													
			R8													
	金品持ち出し		R7					1								1
			R8													
不健全性的行為			R7	2												2
			R8		1	1										2
飲酒喫煙等	飲酒		R7													
			R8													
	喫煙		R7													
			R8			2		2								4
	薬物乱用		R7													
			R8													
粗暴	けんか		R7		1						1					2
			R8			1			1	4						6
その他（不良交遊・危険遊戯・指導不服従等）			R7	6	12	5	6	1	6	21	15	7	7	11	3	100
			R8	9	5	8	4		10	5						41
無免許運転			R7													
			R8													
いじめ			R7	1	6	10	3	2	1	2	2	3		6	5	41
			R8	1	3	5	1		2	6						18
合計			R7	11	20	19	16	5	11	29	19	12	11	18	12	183
			R8	16	15	18	7	6	16	22						100

不登校	R7生徒数	R7		12	26	29	29	38	45	57	59	70	77	83
	990			1.21%	2.63%	2.93%	2.93%	3.84%	4.55%	5.76%	5.96%	7.07%	7.78%	8.38%
	R8生徒数	R8		7	19	32	32	37	45					
	959			0.73%	1.98%	3.34%	3.34%	3.86%	4.69%					

報告４

令和８年度１１月小・中・特別支援学校定例校長会について

令和８年度１１月小・中・特別支援学校定例校長会について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成１４年篠山市教育委員会規則第５号）第６条第３項の規定に基づき報告いたします。

令和８年１１月２０日

丹波篠山市教育委員会
教育長　丹　後　政　俊

《以下別冊１》

報告５

民間通所施設（フリースクール）に関する施設認定について

民間通所施設（フリースクール）に関する施設認定について、丹波篠山市教育委員会事務決裁規則（平成１４年篠山市教育委員会規則第５号）第６条第３項の規定に基づき報告いたします。

令和８年１１月２０日

丹波篠山市教育委員会
教育長　丹　後　政　俊

《以下次頁》

民間施設（フリースクール）に関する施設認定について

1　審査対象

事業所名　　クラーク国際中等部　三田キャンパス
住　所　　兵庫県三田市中央町10丁目23
代表者名　　荒木　美穂

2　審査結果

認定する

3　認定期間

令和８年９月１日～令和１１年３月３１日

4　認定に係る付帯事項

（１）この認定は、丹波篠山市内の義務教育課程の児童生徒を対象としたものである。
（２）丹波篠山市教育委員会の「不登校児童生徒を支援する民間施設に関するガイドライン」の認定基準に沿って認定していることから、認定基準を遵守した活動を行うこと。認定基準を逸脱する行為や活動があった場合は、認定を取り消す場合がある。
（３）施設に通所する児童生徒の安全に配慮し、スタッフが連携して指導・相談を行う。
（４）保護者と十分な連携を取り、児童生徒の社会的自立にむけた能力の育成に努める。
（５）認定期間中、市教育委員会や所属校は、随時、施設や活動状況の訪問調査を行うことがある。
（６）指導要録上の出席扱いにする児童生徒がいる場合には、その該当所属校と十分な連携を取り、指導・相談・活動記録などの資料を提供する。

5　留意事項

（１）審査結果は、同施設を、指導要録上出席扱いとすることができる施設として市教育委員会が認定したものであり、通所する児童生徒すべてが自動的に指導要録上出席扱いとなるものではない。実際の出席扱いとするかどうかの判断は、個々の児童生徒の保護者が、所属校の校長へ指導要録上の出席扱いの依頼をし、校長等の訪問調査の結果により決定する。そのため、施設認定に係る情報を、同施設の紹介や広報活動での表現する際には、一般に誤解を招くことのないように留意する。
（２）認定期間を延長する場合は、認定期間が終了する前に更新申請が必要となる。終了３ヶ月前から更新申請は受け付けることとする。

6　施設概要

開設時期　　令和８年　　６月　開設

在籍児童生徒数　　２名（小：　０名・中　２名・高　０名）※R8.10 現在

費用　　入学金　　30,000 円　　月額費用　　22,700 円

※含：授業料・設備料・ICT 教育費（5,520 円）

その他費用　　※特別活動・課外活動に参加する際、別途実費徴収

※動画教材に紐づくテキストは個々に購入

指導者等　　８名（男：　１名・女　７名）

有資格者　　（　教員免許取得者３名　免許種類　中学校免許等）※経歴等　退職校長等

施設設備　　学習室　　有　（様子　４部屋あり、整頓されている。　　）

面談、相談室　有　（様子　１階に、汎用の部屋がある。）

運動施設　　無　（様子　専用の運動施設はない。体育祭等は、一般の体育館を借りる。）

保健室　　有　（様子　特記事項なし）

その他の設備【　高校としての認定を受けるための設備は、整っている。】

安全対策　　救急用具　　有　　ＡＥＤ　　有

緊急連絡体制　マニュアル　　アプリと保護者の携帯電話にて連絡可能

7　入学案内について

入学案内　　有

ホームページ　有　（定期的な更新　有　）※ブログあり

経営方針・指導内容　有

必要費用の明記　　有

8　連携について

学校との連携（内容・頻度）

・連携シート（様式⑤）を毎月学校へ郵送か面談にて送り、レポート報告とする。

家庭との連携（内容・頻度）

・月に２回面談を実施。時間割を相談の上決定する。アプリ『ファムキャンパス』にて、コミュニケーションをとる。

退所の自由　　有

報告６　教育長報告

日	月	火	水	木	金	土
				10/29 9:30 市議会（第５日） 16:00 所属長会議	10/30 9:00 R9 篠山の教育＆主要事業教育長ヒアリング	10/31
11/1 14:00 高校駅伝閉会式	11/2 13:00 R9 篠山の教育＆主要事業教育長ヒアリング	11/3 10:00 令和８年度丹波篠山市功労者表彰式（丹南健康福祉 C） 11:50 第 26 回「丹波篠山市文化の祭典 篠山」（丹波篠山市民 C）	11/4 8:45 学校園経営ビジョンヒアリング 17:00 3 園長への方針説明	11/5 8:30 11 月例規審査会 10:00 【11 月】議案検討会 13:30 学校園経営ビジョンヒアリング	11/6 8:45 学校園経営ビジョンヒアリング 17:00 来客対応	11/7
11/8 10:00 令和 8 年度文化の祭典 城東会場（城東公民館） 10:00 丹波篠山市秋季茶会（丹波篠山市民 C）	11/9 9:30 12 月補正予算市長査定	11/10 8:45-9:15 部長会議・政策会議 10:00 小・中・特別支援学校 11 月定例校長会	11/11 8:30 R8 主要事業（進捗）市長ヒアリング 13:30 令和 8 年度第 71 回丹波篠山市中学校音楽会（田園交響ホール） 16:00 所属長会議	11/12 9:00 庁内会議 14:00 丹波篠山市菊花展表彰式（篠山城大書院）	11/13 8:45 八上小・幼学習発表会（八上小学校） 13:00 第 69 回兵庫県学校ダンス研究発表会（田園交響ホール）	11/14 8:40 令和 8 年度福住祭（文化祭）（篠山東雲高校） 13:00 篠山鳳鳴高等学校創立 150 周年記念式典・記念講演（田園交響ホール）

日	月	火	水	木	金	土
11/15	11/16 第1回丹波篠山市芸術文化の祭典(作品展示)における教育長賞の選考（丹波篠山市民C）	11/17 第23回B&G全国教育長会議（東京）	11/18 15:30 永年勤続教職員表彰（丹波教育事務所） 17:00 所属長会議	11/19 9:00 答弁方針検討会 13:30 小学校長会（ささやま支援学校） 14:30 答弁方針検討会	11/20	

11 月校長会

学校のリスクを見える化する

丹波篠山市教育委員会　教育長　丹後政俊

内田　良　名古屋大学大学院教授　講演（令和８年度丹波地区教育委員会連合会研修会）より

1　リスクは無限　リソースは有限

①学校（教育）におけるリスクは無限

熱中症、感染症、災害（地震・台風・豪雨）、事故（交通・授業中）、いじめ、不審者

②リスクに対応するリソース（ヒト・予算・・）は有限

※すべてのリスクに対応することができない

↓

◎リスクを見える化し、優先順位を考える　　メリハリをつけた対応

2　リスクに向き合う

①安全安心をスローガンだけで終わらせてはならない

※目先の対応や「残念で片づける」では、同じ事故（課題）が起きる

⇒**コピペ事故**の発生　（学校柔道で 31 年間 1983-2013　に 118 件の死亡事故）

◎具体的かつ根本的な対策を取る　　適切な周知も必要

⇒2016 年（スポーツ庁通知）からの組体操事故の大幅減少

3　「子どものために」をいくら集めても、命は救えない

①教育（教職員の携わること）は授業以外にも無限にある

掃除指導、学級通信、運動会、卒業式の練習、家庭訪問、修学旅行、部活動

⇒日本は**学校依存社会**（通学路は学校の管理下、下校後の生徒指導、・・）

◎教職員の実態を知ってもらい、教職員の立場を理解してくれる人（保護者・地域の方等）を増やし、学校運営の味方になってもらう

⇒小中学校の約 3 割の教員が、職場の正式な休憩時間帯を知らない

②教職員は有限

※魅惑（理想）モデルではなく、持続可能モデルを探る

⇒新しい改革（部活動の地域移行等）には批判が多い

※教職の魅力発信もいいが、リスクを減らす方が大事